

令和 5 年

第 1 0 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年第10回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第22号議案 赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

報告16 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について

第 2 2 号議案

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を 改正する要綱の制定について

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定したい。

令和 5 年 1 0 月 2 7 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の 一部を改正する要綱

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱（平成 1 8 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「赤穂市立小学校」を「市内に所在する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校（以下「小学校」という。）」に改める。

第 3 条中「本市の」を削り、「児童」の次に「及び委員会が特に必要と認める児童」を加え、同条第 2 号中「障害」を「障がい」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 アフタースクールの開設時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までにあつては、授業終了後から午後 6 時までとする。
ただし、当該日が、赤穂市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 3 3 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条の 2 に規定する春季休業日、夏季休業日、冬季休業日又は振替による休業日にあつては、午前 8 時から午後 6 時までとする。

(2) 土曜日にあつては、午前 8 時から午後 6 時までとする。

第 7 条第 1 項中「申込書」を「赤穂市アフタースクール入所申込書（様式第 1 号）」に改め、同条第 2 項中「があつたときは、これを審査のうえ許可」を「を受けたときは、速やかにその可否を決定し、赤穂市アフタースクール入所承諾（不承諾）決定通知書（様式第 2 号）により、当該保護者に通知」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「（ただし、8 月分については、1 3, 0 0 0 円）」を削

り、「口座振替」の次に「の方法」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、8月及び春季休業日又は冬季休業日のみ利用する月の保育料は、別表に掲げる額とする。

第10条第2項中「前項」を「委員会は、前項」に、「費用は」を「費用を」に改める。

第11条第2項中「減免申請書」を「赤穂市アフタースクール保育料減免申請書（様式第3号）」に改め、同条第3項中「保護者に通知しなければならない」を「赤穂市アフタースクール保育料減免承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該保護者に通知するものとする」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

利用月	保育料
8月	1万3,000円
春季休業日のみ利用する月	4,000円
冬季休業日のみ利用する月	3,000円

別表の次に次の4様式を加える。

赤穂市アフタースクール入所申込書

「赤穂市アフタースクール入所のしおり」の内容を確認し承諾しましたので、赤穂市アフタースクールへの入所を申し込みます。

また、支援員等が就学前・就学中の学校園所や利用中の施設等に児童の状況・様子等を確認することに同意します。

1 申込者

フリガナ		住所	〒		
氏名					
電話番号	(自宅)	-	-		
	(携帯電話)	-	-		
入所希望理由	1 就労等 2 疾病・障がい等 3 同居家族の看護・介護等 4 その他 ()				
過去の利用	本児： 無 ・ 有 (通年・長期休業中) きょうだい： 無 ・ 有				
(有の場合)	<input type="checkbox"/> 登録のある口座から保育料の引き落としを希望します。				
きょうだいの利用申込	無 ・ 有	申込みしているきょうだい	続柄 ()	年生	続柄 ()
			続柄 ()	年生	続柄 ()

2 入所児童

フリガナ		住所	申込者と同居 ・ 別居		
氏名			別居の場合 〒 赤穂市		
性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日		
利用希望年度の4月～学校・学年	年 4 月～ () 小学校 () 年	就学前状況 (新1年生のみ記入)	() 保育所 ・ () 幼稚園 その他 ()		

3 入所児童を除く同居家族の状況（続柄は入所児童から見た続柄）

氏名	続柄	等年	年齢	勤務先・学校等	帰宅時刻	携帯電話番号
	父				:	
	母				:	
					:	
					:	
					:	
					:	
					:	

同居家族の欄が不足する場合は、「父・母」以外の欄を分割し、記入してください。

記入日時点の勤務先・学校等を記入してください。

4月から就労する同居家族等がある場合、就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。

同一敷地内で別棟に居住している場合や、二世帯住宅等は同居に含みます。

同居の祖父母は4欄には記入不要です。

4 赤穂市・相生市・備前市・上郡町在住の別居の祖父母の状況 (緊急時連絡することがあります)

続柄	氏名	住所	電話番号	その他
父方	祖父		(自宅)	就労 ()
			(携帯)	入院・入所
	祖母		(自宅)	就労 ()
			(携帯)	入院・入所
母方	祖父		(自宅)	就労 ()
			(携帯)	入院・入所
	祖母		(自宅)	就労 ()
			(携帯)	入院・入所

5 利用希望期間 (ア・イ・ウのいずれかに○) ※1

ア	4月から通年で利用を希望する。
イ	()月から)通年で利用を希望する。 理由 ()
※	ア・イの場合、利用しない月があれば記入してください。 ()
ウ	長期休業日のみ利用を希望する。(利用希望に○) 4月(春季)・7月(夏季)・8月(夏季) 12月(冬季)・1月(冬季)・3月(春季)

6 週間利用希望

曜日	利用希望の有無
月	有 ・ 無
火	有 ・ 無
水	有 ・ 無
木	有 ・ 無
金	有 ・ 無
土	有 ・ 無

※2

7 児童の健康状態等

かかりつけ医	無 ・ 有 () 電話: ()
持病等	無 ・ 有 ()
定期的な通院	無 ・ 有 (週 ・ 月 回程度 病院名:)
アレルギー	無 ・ 有 ※有の場合は次の項目にも記入してください。
	アナフィラキシー : 無 ・ 有 ()
	食物アレルギー : 無 ・ 有 ()
	その他アレルギー : 無 ・ 有 ()
特別支援学級への所属	無 ・ 所属予定 ・ 有 ※ 所属予定・有の場合: 種別 ()
その他健康や発育・集団生活を送るうえで、配慮が必要なことを具体的に記入してください	

注意事項

- ※ 1 長期休業日のみ利用する場合、午前中授業の日や終業式の日等は利用できません。
- ※ 2 未記入の曜日は利用希望「無」とみなします。
- ※ 3 利用希望があっても、就労証明書に記載がない場合、入所承諾できないことがあります。
- ※ 4 楷書で丁寧に読み取ることができる文字で記入し、記入すべき欄はすべて記入してください。
- ※ 5 児童、生徒、学生及び後期高齢者を除く同居家族の就労証明書等を添付してください。
- ※ 6 記入内容の調査・確認を行う場合があります。

様

赤穂市教育委員会

赤穂市アフタースクール入所承諾（不承諾）決定通知書

赤穂市アフタースクールの入所について、赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 利用承諾・不承諾
- 3 アフタースクール名
- 4 利用承諾月等（○の付いている月が利用承諾月です。）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
11月	12月	1月	2月	3月	長期休業日 のみ	土曜日利用

「赤穂市アフタースクール入所のしおり」を確認のうえ、利用してください。

「長期休業日のみ」の欄に○がある場合、4月・7月・8月・12月・1月・3月の長期休業日のみ利用することができます。

「土曜日利用」の欄に○がある場合、土曜日の利用が可能です。土曜日は、アフタースクールを開所します。土曜日利用希望で申込みをしている場合でも、就労証明書等に土曜日の勤務の記載がない場合、利用承諾していません。

赤穂市アフタースクール保育料減免申請書

赤穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

氏 名 _____

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱第11条の規定により、アフタースクール保育料の減免を申請します。

利用アフタースクール	児童氏名 (年 月 日生・年生)	男・女
------------	--------------------------	-----

保育料減免の理由 (いずれかに○)	1 年度に就学援助を受けているため 2 年度の就学援助の申請中であるため 3 生活保護を受けているため
----------------------	---

児童の属する世帯の状況 (年 月 日現在)

氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	市 民 税 課 税 額	
				均 等 割 額	所 得 割 額

保育料減免措置に係る調査（所得状況・世帯状況の把握）を教育委員会が行うことを承諾します。

申請者（保護者）

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会

赤穂市アフタースクール保育料減免承認（不承認）決定通知書

赤穂市アフタースクール保育料について、赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 減免の承認・不承認
- 2 対象児童名
- 3 アフタースクール名
- 4 該当する項目
- 5 減免の割合
- 6 減免する期間
- 7 その他

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、令和5年12月1日から施行する。

報告 16

令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

令和5年度全国学力・学習状況調査結果について、別紙のとおり公表するので報告する。

令和5年10月27日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

報告 16

令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

令和5年度全国学力・学習状況調査結果について、別紙のとおり公表するので報告する。

令和5年10月27日提出

赤穂市教育長 尾上 慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開